

再 評 価 書

箇所名	二級河川 志登茂川		事業名	河川事業	課 名	河川課
事業概要	工 期 (下段前回)※	平成 27 年～令和 26 年	全体事業費 (下段前回)※	9,594 百万円(負担率：国 50%：県 50%)		
		平成 27 年～令和 26 年		8,560 百万円(負担率：国 50%：県 50%)		
事 業 目 的 及 び 内 容						
1 事業の目的 志登茂川は、その源を三重県津市芸濃町棕本に位置する農業用ため池横山池に発し、津市高野尾町、津市大里野田町を経て、津市大里睦合町にて右支川中の川を合流し、JR 紀勢本線と交差し、津市大里窪田町にて左支川前田川を合流し、その後、中勢バイパス、近鉄名古屋線と交差し、左支川横川を合流すると、南流し、右支川毛無川を合流し、国道 23 号線と新江戸橋で交差し、伊勢湾の河口へ注ぐ流路延長は 25.5 km、流域面積は、49.2km²の二級河川です。 流域内には、JR、近鉄に加えて、国道 23 号、中勢バイパス、伊勢自動車道など道路網が充実しており、移動性に優れていることから、住宅及び商業施設が集積し、市街化が進んでいます。 被害の実績として、昭和 46 年～平成 24 年の 41 年間で 42 回の水害が報告されており、平成 16 年 9 月の洪水では、床上浸水 102 戸、床下浸水 245 戸の家屋浸水被害が発生しております。 このため志登茂川の改修は、浸水被害を軽減するために、築堤工、河道掘削、護岸工の施行を行うとともに、橋梁工の改築を実施することで流下能力を確保し、治水安全度の向上を図ることを目的としています。						
2 事業の内容 事業の内容は次の通りです。 延長：3,500m ① 築堤 3,094m ②河道掘削 145,045m³ ③護岸 2,712m² ④橋梁 2 橋 ⑤用地補償費 1 式						
事 業 主 体 の 再 評 価 結 果						
1 再評価を行った理由 令和 2 年に再評価を実施後、一定期間(5 年)が経過している事業であるため、三重県公共事業再評価実施要綱第 2 条(3)に基づき再評価を行いました。						
2 事業の進捗状況と今後の見込み ① 平成 27 年度に河川整備計画を策定 ② 令和元年に市道江戸橋の架替が完了 ③ 令和 7 年度までに事業費ベースで 22%が完了 ※ 令和 26 年度の事業完成を目標としています。						
3 事業を巡る社会経済情勢等の変化 ・鉄道 (JR 線、近鉄線)、国道 23 号、中勢バイパス、伊勢自動車道等、道路網が集中する地域であり、浸水区域に位置する津市の人口・世帯数に大きな変化は見られないが、過去の浸水被害の発生状況および想定氾濫区域内の世帯数が増加していることから、事業の必要性は高い状況です。						

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

4-1 費用対効果分析

① 前回評価時の費用対効果分析の結果 ※2

費用便益比（総便益/総費用） 全体事業 $B/C=86,354 \text{ 百万円} / 6,677 \text{ 百万円} = 12.9$

② 費用対効果分析の結果 ※3（R6 治水経済調査マニュアル（案）により検討）

費用便益比（総便益/総費用） 全体事業 $B/C=131,072 \text{ 百万円} / 8,913 \text{ 百万円} = 14.7$

残事業 $B/C=78,253 \text{ 百万円} / 5,317 \text{ 百万円} = 14.7$

※総便益 B=総便益（現在価値化）+ 残存価値（現在価値化）

※総費用 C=総費用（現在価値化）+ 維持管理費（事業費の 0.5%、現在価値化）

総便益・総費用の現在価値化にあたっては、社会的割引率によって算出するものとし、過去の費用については、デフレーターを補正を併せて実施しています。

費用便益分析結果

（百万円）

区分		前回評価時 (R2 年度)	今回評価時 (R7 年度)		備考
		全体事業	全体事業	残事業	
費用	事業費	5,985	8,025	4,778	河川改修事業費
	維持管理費	692	889	540	事業費の 0.5%
	総事業費	6,677	8,913	5,317	
効果	年平均被害軽減 期待額	5,109	6,376	4,998	
	便益	86,135	130,806	78,024	施設整備による浸水被害軽減効果
	残存価値	219	266	229	完成 50 年後の施設の残存価値
	総便益	86,354	131,072	78,253	便益+残存価値
費用便益分析結果 (B/C)		12.9	14.7	14.7	
参考					
B/C [社会的割引率 2%]		-	21.4	21.3	
B/C [社会的割引率 1%]		-	26.5	26.3	

【B/C 変化の要因】

資産単価及び資産数が増加したため、総便益が増加しました。また、前回評価時点から、建設資材単価及び労務費等の上昇により、全体事業費が増加しました。これらの影響で前回評価時と費用便益比が変化しました。

③ 感度分析の結果 ※4

残事業・残工期・資産額をそれぞれ±10%変動させた場合の感度分析を実施した結果、いずれの場合でも本事業の経済性が確認される結果となりました

	全体事業 B/C	残事業 B/C
残事業費 (+10% ~ -10%)	13.9 ~ 15.6	13.4 ~ 16.3
残工期 (-10% ~ +10%)	14.6 ~ 14.8	14.7 ~ 17.8
資産額 (-10% ~ +10%)	13.3 ~ 16.1	13.3 ~ 16.1

4-2 その他の効果

事業区間内の想定はん濫区域内には、JR 線、近鉄線の他、国道 23 号、中勢バイパス、伊勢自動車道などの重要交通網が存在しています。

浸水が発生し、これらの交通網等に重大な影響を与えることになれば、より深刻な被害になることが想定されますが、河川改修を行うことにより、これらを軽減することが可能となります。

4-3 地元意向

河川の沿川に多数の人家や学校、病院、公共施設が存在しており、地元市、流域地区自治会などから河川整備への強い要望があります。

5 コスト削減の可能性や代替案立案の可能性 5-1 コスト削減 施工現場での発生土を築堤盛土や他の公共事業に流用し有効利用することで、建設副産物の発生を抑制しコスト削減に努めます。 5-2 代替案 河川の改修計画の手法に対する代替案には、『ダム案』、『遊水地案』などがあります。これらに関する対応は、次のとおりです。今回の全体事業費の見直しに伴い、代替案について再検討した結果、河川改修が妥当と考えています。 ① 『遊水地案』：新たに広大な用地取得や、用地補償することは社会性・施工性により困難です。 ② 『ダム案』：上流域は緩やかな丘陵地帯であり、ダム容量を確保できる適地は存在しません。
再 評 価 の 経 緯
令和2年度の再評価においては、事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承されています。
事 業 主 体 の 対 応 方 針
三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点により再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため、当事業を継続したいと考えています。
委員会意見の概要【事業方針作成時に記述】
対応方針【事業方針作成時に記述】
事業方針の概要【事業方針作成時に記述】

※1 再評価実施事業は(下段前回)とし、前回再評価時の内容を記載する。未実施の場合は(下段当初)とし、当初計画時の内容を記載する。

※2 再評価実施事業は、前回再評価時の内容を記載する。未実施の場合は、当初計画時の内容を記載する。

※3 当該事業を所管する省庁の費用便益分析手法に従い費用対効果分析の結果を記載する。

※4 当該事業を所管する省庁の費用便益分析手法に従い感度分析の結果を記載する。